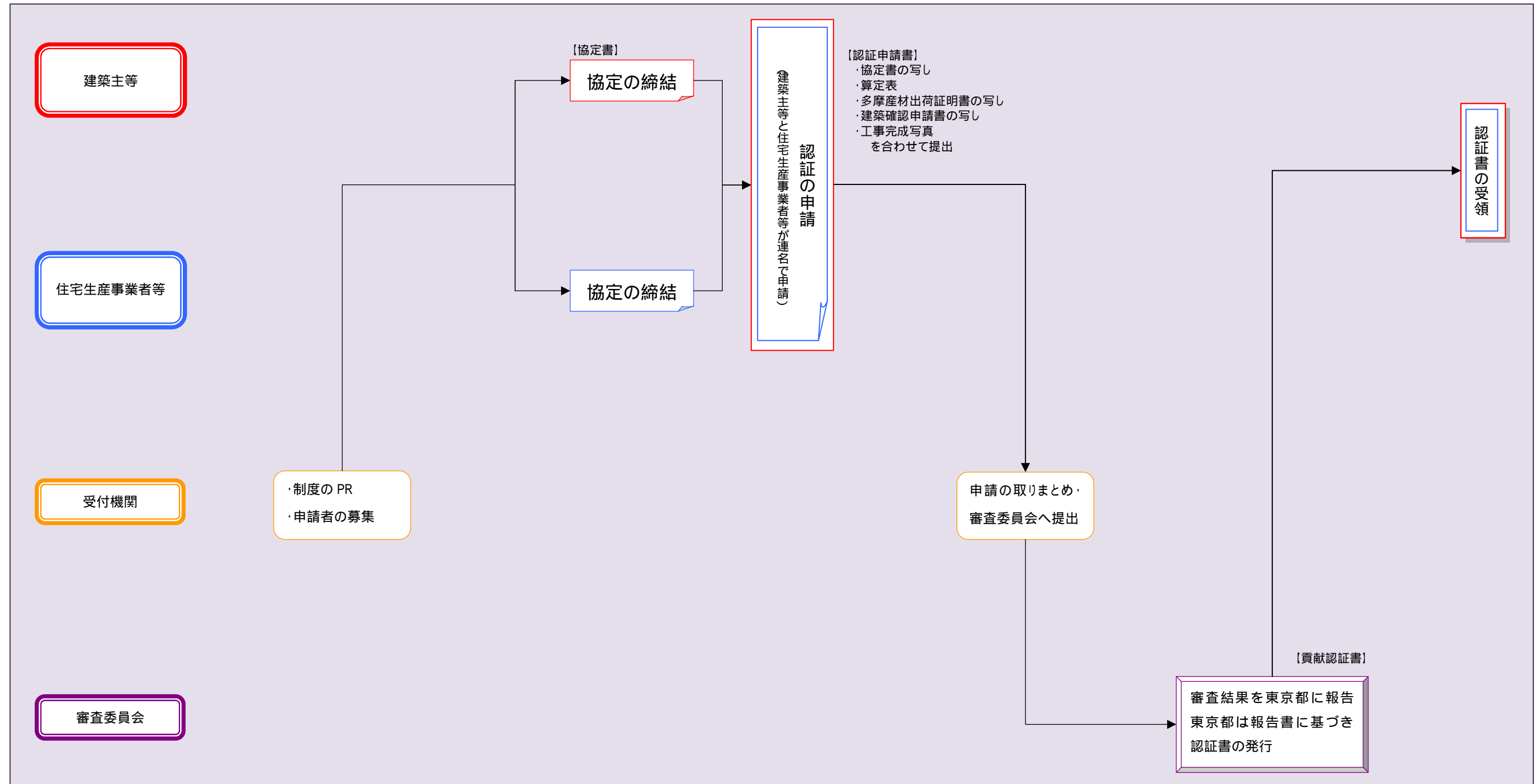


建築物による二酸化炭素固定量認証制度の概要

特徴 多摩産材を利用して新築・改修した建築物に固定されている二酸化炭素量を、東京都が認証する制度です。
 建築主等には、二酸化炭素固定量を東京都が認証し、認証書を授与します。
 住宅生産事業者等には、東京の森づくりへの貢献を東京都が認証し、認証書を授与します。

制度を利用する方
 ・多摩産材を利用して新築・改修した建築物の建築主等及び住宅生産事業者等



申請した内容から変更が生じたときは、「変更届出書」とともに変更後の申請書類等を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。